

令和4年2月9日

千代田区長 樋口高顕様

神田警察署通り沿道整備推進協議会会長 中村英夫様

ご報告と御礼

神田警察通りの街路樹を守る会

発起人代表 滝本幾子

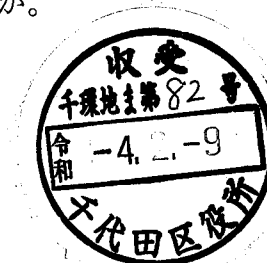
1月28日に開催された「第19回神田警察署通り沿道整備推進協議会」(以下、協議会という)に招聘いただきありがとうございました。当日、区長さんにアドバイスいただいたとおり「神田警察署通り沿道整備推進拡大協議会」(以下、拡大協議会という)についてのご提案もさせていただきました。

さて、「神田警察署通りの街路樹を守る会」(以下、守る会という)はこれまで生きている樹木をなんとか活かすことができないのか、そして千代田区の自然を大切に生きていくことが大事だと繰り返し主張してきました。おかげで区民として知らなければならないまちづくりのガイドラインづくりや案件によって設置される協議会の役割や重要性などを知ることができました。ついては守る会より先般の協議会にて、疑問点がいくつかありましたのであらためて質問させていただきます。地域まちづくり課の佐藤課長からは「1か月を目途に協議会を開催したい、その際には、協議会委員および守る会以外の方にも参加してもらう会にしたい。それまでは伐採工事をしない」旨の発言を頂戴しております。今後は区民と行政が力を合わせ、住みよいまちづくりをしていきたいと思っております。何卒、ご確認いただき区長としてのご判断をお願い申し上げます。

記

1.「神田警察署通り沿道協議会」について

- ①任命責任者はだれでしょうか。
- ②いつ、どのように人選し、どのように任命されたのでしょうか。
- ③協議会の委員が果たす役割と責任(権利と義務)はどのようなものですか。



④協議会や人選などについてはどのように広報されたのでしょうか。

2. ガイドラインについて

①2011年に制定された「まちづくり条例」によると、2期区間は「歴史・学術ゾーン」として位置づけられ、「緑の基軸としての街路樹の保全・育成について―豊かに育った既存の街路樹を活用する。地域の方々と協議を踏まえ、沿道空間に適した街路樹の植栽をおこなう」とありますが、このガイドラインに反して、2020年（令和2年）12月の第17回協議会において、すべての樹木を「伐採する」とし、その「伐採する」報告を9カ月後の2021年9月となったのはどうしてでしょうか。

②「伐採する」としたガイドライン変更について、12月区議会の5日前にHPを書き換えたのはなぜでしょうか。変更の際には当然、一定の手続きがあるはずですが、その手続きをしなかったのはなぜでしょうか。

③2期の街路樹を残さずに伐採すると決めたことについて、住民への説明はいつ、どんな方法だったのでしょうか。「区報に出ている」といった委員からの発言がありましたが、どの区報でしょうか。

3. 2期区間の計画と工事について

①2019年7月25日の区議会企画総務委員会で、須貝課長が拡大協議会の設置について協議会で検討する必要があると発言していましたが、いつの協議会で、どのような議論をしたのか、議事録の具体的な箇所を開示してください。

②歩道について、区が道路幅員の根拠とする『道路構造令』には、「2m以上の歩道を設けるものとするが、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」（第11条）とあります。区の条例『千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則』にも、ほぼ同じに明記されています。なぜ、伐採にこだわりつづけるのですか。

③現状でも低木の植栽幅が、区が採用した（案）の1.5mよりも、はるかに

狭いところもあります。なぜ、わざわざ広く設計し、伐採する根拠として
いるのでしょうか。

4. 「拡大協議会」の設置についての要望について

若い方、弱者の方、有識者、専門家の方なども参加し、意見交換ができるよ
うな協議会にしてほしい。

5. その他

以下は終了後、参加者や傍聴した方からの意見です。あわせてお答えいた
きたい。

- ① 次回の協議会では委員と守る会メンバー以外にも参加者を増員して開催
する、とのことですが、公平を期すために、事前に増員メンバーについて
協議する機会を設けていただきたい。
- ② 今後、区民同士のしこりを残さないように、行政は中立な立場に戻って、
調整役になってほしい。
- ③ 今回の協議会で、関係席を占めていたディベロッパーの方々はどういう
役割で出席されていたのでしょうか。
- ④ 協議会事務局がURの方と聞いたが、それはどうしてでしょうか。

上記項目のすべてにつきましては、ご回答を次回の協議会開催の1週間前まで
に文書でご回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上